

令和7年10月31日

契約金額の支払方法における小切手の取扱いの終了について

令和7年9月30日をもって、名古屋市会計規則が改正され、市会計管理者から小切手の振り出しができなくなりました。

これにより、既に本市と締結済みの契約書において、契約金額の支払方法の条項に「小切手」の記載がある場合でも、令和7年10月1日以降は本市からの契約金額の支払方法において「小切手」を選択いただくことはできません。

ご不便をおかけして申し訳ありませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

名古屋市財政局契約部契約監理課
Tel (052) 972-2326